

令和5年1月17日

周南市長 藤井 律子 様

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井 徹也

令和3年度の市民参画の実施状況の評価について（答申）

令和4年7月22日付け周市声第19号で諮問があった次の事項について下記のとおり答申します。

諮問事項

- 1 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項
- 2 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項
- 3 その他市民参画の推進に関する事項

記

1 市民参画の実施状況の評価の対象について

市民参画の実施状況の評価をより精到なものとするため、令和3年度に市民参画を実施した全55施策の中から29施策を選択して評価しました。

- (1) 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策
市民参画を実施した14施策の全て（次に掲げるもの）を評価しました。
 - ・ 徳山大学公立化に係る検討業務
 - ・ 周南市公共施設再配置計画の改訂
 - ・ 周南市スポーツ推進計画策定業務
 - ・ 鹿野地域観光振興プランの策定
 - ・ 周南市犯罪被害者等支援条例の制定
 - ・ 周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定
 - ・ 第11次周南市交通安全計画の策定
 - ・ (仮称) 徳山駅前広場等条例の制定
 - ・ 周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の改正
 - ・ 周南市緑地基本計画の改訂
 - ・ 周南市長期未着手都市計画公園の見直し
 - ・ 富田西部第一土地区画整理事業
 - ・ 久米中央土地区画整理事業
 - ・ 新南陽総合支所庁舎の整備

(2) 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策

市民参画を実施した41施策の中から15施策（次に掲げるもの）を選択して評価しました。

- ・ 政治倫理に関する調査及び審査
- ・ スマートシティの推進
- ・ 和田地域公共施設再配置
- ・ 第4次行財政改革大綱・行財政改革プランの進行管理
- ・ シティプロモーションの推進
- ・ 国際交流の進展
- ・ 野犬等対策の推進
- ・ 人権施策の推進
- ・ 地域福祉計画等の評価
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 周南市地方卸売市場水産物市場の運営
- ・ 空家等対策の推進
- ・ 都市計画の決定及び変更
- ・ 周南市立学校給食センターの運営
- ・ 消防制服のエンブレム決定

2 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項について

原則として市民参画を実施する施策となりますので、周南市市民参画条例等（以下、「条例等」といいます。）の規定を遵守のうえ、適正に市民参画が実施されて然るべきとの観点から評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 市民説明会

開催前後の公表で条例等の規定を遵守できていないものがあり、改善に努めるべきです。特に開催前の公表の遅滞は市民参画の機会の減少につながるため、開催日の2週間前までの公表を遵守するよう強く要請します。

(3) 審議会等

委員の公募については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。しかし、一部に幅広い観点からの意見等を得る必要がある施策であるにもかかわらず公募を行っていないものがあります。行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと思えられる場合を除き、公募を行うことで市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

会議の公表及び公開については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。しかし、新型コロナウイルス感染防止のために会議を非公開としたものがあります。インターネットにより会議を公開する等の方法をとることも可能と考えますので、市民参画の透明性を確保するため会議を公開するよう努めてください。

3 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項について

必ずしも市民参画の実施を要しない施策について市民参画の機会を設けたことに対して一定の評価をしますが、条例等の規定を遵守し適正に市民参画を実施することで、協働によるまちづくりを進めてほしいとの思いから評価を実施しました。

(1) 市民説明会

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) ワークショップ

条例等の規定を遵守していると認めます。

(3) 審議会等

委員の公募については条例等の規定を遵守できていないものがあります。行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、委員の公募を行い、市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

会議の公開についてはおおむね条例等の規定を遵守していると認めますが、会議の公表については条例等の規定を遵守できていないものがあり改善に努めるべきです。新型コロナウイルス感染拡大のため会議の公表がなされていないものがありましたが、決定事項のみを事前に公表しておき開催日時決定後すみやかに開催日時等の事項を追加で公表する方法をとることも可能と考えます。市民参画の透明性を確保するため会議を事前に公表するよう努めてください。

4 その他市民参画の推進に関する事項について

(1) 市民の意向の的確な把握について

現在選択されている市民参画の方法の多くは、受動的に市民の意見等の提出を求めるため、偏った意見等が多く提出されるおそれがあり市民の総意が得られるとは限りません。施策の内容によっては、当該施策に係る意見等を把握したい市民に対して意見等の提出を能動的に働きかけることを検討してください。

また、市民に密接に関わる施策については、必要に応じて適切な時期に複数回実施する等により、市民の意向の的確な把握に努めてください。

さらに、施策の地域性や専門性の有無等を勘案して市民参画の方法を適正に選択し、多様な市民の参画が得られるよう努めてください。

(2) 市民参画の実施の公表について

様々な方法で市民参画の実施の公表がなされていますが、様々な世代の市民が参画し多様な市民の意見等が得られるよう、各世代に適した方法による公表に心がけてください。また、市民が自発的に調べない限り市民参画の実施を知り得ない方法での公表のみにとどまらないよう留意してください。

(3) 提出された市民の意見等の取扱いについて

市民から意見等が提出されても、表記、表現等の軽微な修正がなされたにすぎないことが多く、施策の内容にまで修正が及ぶことが少ないようです。提出された意見等を尊重し十分に検討し、提出された意見等の施策への反映の有無及びその理由を市民に伝え、市民

と市の機関が対等な立場で尊重しながら市民参画を実施するよう努めてください。

(4) 審議会等の委員の公募について

審議会等の委員の公募をする際に、応募する者の数が設定した公募委員の枠に満たないことが多いようです。公募をする際は審議会等の役割等を市民が理解しやすい形で周知し、応募する者が増えるよう努めてください。

(5) 市民参画実施後の検証について

市民参画の実施後には実施担当課による自己評価が行われていますが、参画した市民に対して参画した感想等を確認し課題を分析することで、より精到な自己評価につながり市民参画のさらなる推進につながると考えます。

5 総評

昨今では、様々な分野の問題が複雑に絡み合い、市民のニーズが複雑化、多様化しています。さらに、現代は包摂と多様性が尊重される時代になっていることから、市民のニーズを把握することがより一層求められています。様々な課題に対して市民が関心を持ち、自治意識と責任感を持って主体的に取り組み、協働によるまちづくりを進めるためには、市民参画は非常に有効な手段と考えます。

施策に対する市民の理解や関心を深めるよう努め、市民参画の機会を積極的に設け、得られた意見等を尊重し、市民参画の結果を適切に公表することにより、市民と市の機関が、対等な立場で相互の役割を理解し、尊重し合える関係が構築され、協働によるまちづくりにつながっていくと考えます。

本答申書で述べた意見を参考にして市民参画のさらなる推進に努めていただくことを本審議会委員一同願っています。

周南市市民参画推進審議会

会長 酒 井 徹 也 様

周南市長 藤 井 律 子

令和5年度市民参画の実施状況等の評価について（諮問）

本市における市民参画の適正な運用及び市民参画を推進するため、周南市市民参画条例第15条第2項の規定により諮問します。

記

諮問事項

- 1 市民参画の実施状況の評価に関する事項について
 - (1) 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
 - (2) 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
 - (3) その他市民参画の推進に関する事項

周南市シティネットワーク推進部

市民の声を聞く課広聴担当

電話(0834)22-8808

審議の進め方（案）

審議会

第1回会議（今回）

諮問事項の確認

市民参画の実施状況の報告

評価の方法、評価の対象について審議

各委員

各施策の市民参画の実施状況についての質問を提出

事務局

①ヒアリングをする施策と出席委員の検討（会長・副会長）

②ヒアリングを実施

第2回会議

ヒアリングの実施結果の報告

グループワークでの意見交換、全体での共有

各委員が評価シートを記入

第3回会議

答申（案）について審議

答申の決定（会長・副会長）

答申書を提出（会長・副会長）

市長

評価対象（検討用）

通番	対象	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	市民説明会	ワークショップ	アンケート	その他
1	●	周南市犯罪被害者等支援計画の策定	環境生活部	生活安全課	○	○				
2	●	第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し	こども局	次世代政策課		○				
3	●	周南市住生活基本計画の改正	建設部	住宅課	○	○				
4	●	周南都市計画の変更	都市整備部	都市政策課		○				
5	●	周南市立地適正化計画の変更、進捗管理	都市整備部	都市政策課		○				
6	●	市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査	総務部	法務コンプライアンス課		○				
7	●	第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価	企画部	企画課		○				
8	●	スマートシティの推進	企画部	スマートシティ推進課		○				○
9	●	第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理	財政部	財政課		○				
10	●	市民参画の推進	シティネットワーク推進部	市民の声を聞く課		○				
11		シティプロモーションの推進	シティネットワーク推進部	シティプロモーション課						○
12	●	地域づくりの推進	地域振興部	地域づくり推進課		○				
13		地域創発事業の補助対象事業の審査並びに採択事業実施後の評価及び助言	地域振興部	地域づくり推進課		○				
14		国際交流サロン・フェスタの開催	地域振興部	観光交流課						○

通番	対象	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	市民説明会	ワークショップ	アンケート	その他
15	●	鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定	地域振興部	観光交流課			○			
16		ごみのないきれいなまちづくりの推進	環境生活部	環境政策課						○
17	●	野犬等対策の推進	環境生活部	環境政策課						○
18		環境基本計画の推進	環境生活部	環境政策課		○				
19		環境の保全等に関する施策の推進	環境生活部	環境政策課		○				
20	●	ごみ対策の推進	環境生活部	リサイクル推進課		○				
21		人権施策の推進	環境生活部	人権推進課		○				
22	●	男女共同参画の推進	環境生活部	人権推進課		○				
23		隣保館の運営	環境生活部	人権推進課		○				
24	●	地域福祉計画の進捗状況の評価	こども・福祉部	地域福祉課		○				
25		地域包括支援センターの運営	こども・福祉部	地域福祉課		○				
26	●	第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の進捗管理	こども・福祉部	高齢者支援課		○				
27	●	地域の障害福祉に関するシステムづくり	こども・福祉部	障害者支援課		○				
28		地域密着型サービス事業の運営の適正化	こども・福祉部	指導監査室		○				
29		健康づくりの推進	健康医療部	健康づくり推進課		○				

通番	対象	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	市民説明会	ワークショップ	アンケート	その他
30	●	水素エネルギー利活用の推進	産業振興部	商工振興課		○				
31		木質バイオマス材利活用の推進	産業振興部	商工振興課		○				
32		周南市地方卸売市場の運営	産業振興部	農林課		○				
33	●	地産地消の促進	産業振興部	農林課		○				
34		周南市地方卸売市場水産物市場の運営	産業振興部	水産課		○				
35	●	空家等対策の推進	建設部	住宅課		○				
36	●	富田西部第一土地区画整理事業の推進	都市整備部	市街地整備課		○				
37	●	新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成	新南陽総合支所	新南陽総合支所地域政策課	○		○			
38		採用試験に関するポスターの作成	消防本部	消防総務課						○
39		社会教育の奨励	教育部	生涯学習課		○				
40		二十歳の記念式典の企画及び運営	教育部	生涯学習課						○
41		青少年育成センターの運営	教育部	生涯学習課		○				
42	●	大田原自然の家の管理運営	教育部	生涯学習課		○				
43	●	教育集会所の運営	教育部	人権教育課					○	
44		地域人権教育の推進	教育部	人権教育課		○				

通番	対象	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	市民説明会	ワークショップ	アンケート	その他
45		コミュニティ・スクールの推進	教育部	学校教育課		○				
46		コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化、地域とともにある学校づくりの推進	教育部	学校教育課		○				
47	●	学校部活動の円滑な地域移行に向けた環境構築	教育部	学校教育課		○				
48		周南市立学校給食センターの運営	教育部	学校給食課		○				
49		学校給食の献立及び物資の選定等	教育部	学校給食課		○				
50	●	図書館の管理及び運営	教育部	中央図書館		○				

3

41

2

0

1

7

質問事項調査票

(宛先) 市民の声を聞く課

委員名: _____

- ◎ 各施策の市民参画実施状況に関して質問したいことを記入してください。
- ※ 質問が無い場合は提出不要です。
- ◎ 質問は、資料4「評価対象(検討用)」に○をつけた施策のみとしてください。
- ◎ 令和5年8月7日(月)までに、郵送かメールで市民の声を聞く課に提出してください。
- ◎ ご不明な点等ありましたら、市民の声を聞く課(電話番号:0834-22-8808)にご連絡ください。

施策	質問
※記入例 8 (仮称)徳山駅前広場等条例の 制定	1 ●●●にした理由を教えてください。 2 ●●●について詳しく教えてください。